

(15) 有害液体物質の事前処理確認業務手数料

平成 26 年 4 月 1 日現在

I. 確認業務の法的根拠

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号（以下、「海防法」という。）第 9 条の 2 第 1 項に、「何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない」が、同法同条第 3 項で「事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては適用しない」としています。
- (2) ただし、海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして施行令で定める有害液体物質（X 類物質等）については、海防法第 9 条第 4 項で、「当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は海上保安庁長官の登録を受けた者の確認を受けなければならない」としています。

II. 有害液体物質の事前処理の確認業務手数料

- (1) 手数料は次のとおりです。
 - ① 貨物艙の数が 1 艙の場合 26,000 円
 - ② 2 艙以上の場合、26,000 円に 1 艙を増すごとに 10,100 円を加算した額
- (2) その他の付帯費は一切請求しませんが、港域外で事前処理を行う場合、申請者において通船の手配（通船料を含む）をお願いします。